

まちづくり交付金 事後評価方法書

JR穂積駅周辺地区

平成 21 年 5 月

岐阜県瑞穂市

(1) 成果の評価方法

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況			
指標 1:	バリアフリー化満足度		
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 18 年 1 月時点）		
②実施主体	政策推進課（現：企画財政課）		
③計測手法	平成 16 年 9 月に実施された「まちづくりアンケート調査」を用いた。当アンケートは、瑞穂市内 7 地区を対象に 3000 部を配布し、市内に居住する 18 歳以上の男女を対象に無作為抽出を行い、郵送にて配布・回収を実施したものであり、この資料から当該地区のバリアフリー化満足度を計測した。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 21 年 7 月		
⑤実施主体	都市開発課		
⑥データの計測手法	・ J R 穂積駅周辺地区内を対象にアンケートを配布する。配布方法は、地区内で無作為に抽出した各戸へのポスティングとし、回収は郵送にて行う。配布部数はフォローアップ時にも同等のアンケートを実施することから住民感情等を考慮し、従前よりも規模を縮小し実施する。		
⑦評価値の求め方	・ 計測時点では事業が完了しておらず、効果が十分に発現しているとはいえない。また、計測時の値が、評価基準日において変動する可能性がある。 ・ 但し、事業が完成したと仮定したアンケートを実施するため、計測したデータをそのまま評価基準日の評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確 定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あ り	
		な し	
⑩計測時期	交付終了後 6 ヶ月を経過した時点（平成 22 年 10 月）		
⑪実施主体	都市開発課		
⑫計測手法	平成 21 年度に完成予定であるため、交付終了後 6 ヶ月を経過した時点にて満足度を調査・集計し確定値とする。J R 穂積駅周辺地区内を対象にアンケートを配布し、計測手法は事前評価時の『従前値』の計測手法と同一・同規模とする。		

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況			
指標 2：		遊歩道整備率（市内全域）	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 18 年 1 月時点）		
②実施主体	都市開発課		
③計測手法	図上計測した遊歩道整備済み延長（2.2km）を、同じく図上計測した遊歩道延長（13.6km）で除して遊歩道整備率を求めた。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 21 年 7 月		
⑤実施主体	都市開発課		
⑥データの計測手法	・事前評価時の『従前値』の計測方法と同一とした。		
⑦評価値の求め方	・計測時点で全路線の整備は完了していないが、今年度末には計画通り完成予定であるため、計測したデータをそのまま評価基準日の評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確 定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あ り	
		な し	
⑩計測時期	交付終了後 6 ヶ月を経過した時点（平成 22 年 10 月）		
⑪実施主体	都市開発課		
⑫計測手法	平成 21 年度に完成予定であるため、交付終了時に遊歩道整備率を把握し、確定値とする。		

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況			
指標 3:		子育て支援地域カバー率	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 18 年 1 月時点）		
②実施主体	都市開発課		
③計測手法	子育て支援を受けられる地域（子育て支援施設がカバーしている地域）の面積を、市内全域の面積で除して求めた。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 21 年 7 月		
⑤実施主体	都市開発課		
⑥データの計測手法	・ 事前評価時の『従前値』の計測方法と同一とした。		
⑦評価値の求め方	・ 計測時点では事業が完了しており、計測した値が評価基準日においても変動する可能性がまったくないため、計測した値をもって、そのまま確定した評価値とする。		
⑧確定／見込みの別	●	確 定	
		見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性		あ り	
	●	な し	
⑩計測時期	－		
⑪実施主体	－		
⑫計測手法	－		

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測		
数値指標：	遊歩道整備率（JR穂積駅周辺地区内）	
記述理由	・都市再生整備計画に記載した「指標2：遊歩道整備率」は瑞穂市全域における数値を用いた目標値であり、本事業の数値目標としては適切ではない。 ・上記理由より、「指標2」を補う指標として対象地区内のみ遊歩道整備率をその他指標として設けた。	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成18年1月時点）	
②実施主体	都市開発課	
③計測手法	・図上計測した遊歩道整備済み延長を、同じく図上計測した遊歩道延長で除して遊歩道整備率を求める。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成21年7月	
⑤実施主体	都市開発課	
⑥データの計測手法	・遊歩道整備実績延長を、図上計測した遊歩道延長で除して遊歩道整備率を求める。	
⑦評価値の求め方	・計測時点で全路線の整備は完了していないが、今年度末には計画通り完成予定であるため、計測したデータをそのまま評価基準日の評価値（見込みの値）とする。	
⑧確定／見込みの別	●	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	交付終了後6ヶ月を経過した時点（平成22年10月）	
⑪実施主体	都市開発課	
⑫計測手法	平成21年度に完成予定であるため、交付終了時に遊歩道整備率を把握し、確定値とする。	

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測		
数値指標：	待機児童の数	
記述理由	・「別府保育所兼子育て支援センター建設事業」に伴う効果として、子育て環境の向上による保育施設の3歳未満待機児童の解消度合いがふさわしいと考えられるため。 ・都市再生整備計画に記載した数値目標「子育て支援地域カバー率」が市内全域を対象としたアウトプット指標であるため、代替指標を設定しておく必要があると判断した。	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成18年1月時点）	
②実施主体	児童高齢福祉課	
③計測手法	・児童高齢福祉課が所有するデータ（3歳未満児の人数、未満児保育を希望している人数、3歳未満児保育実施施設数・定員数、3歳未満児保育を受けている人数等）より、JR穂積駅周辺地区内における待機児童数、割合等を計測する。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成21年7月	
⑤実施主体	都市開発課	
⑥データの計測手法	・児童高齢福祉課が所有するデータ（3歳未満児の人数、未満児保育を希望している人数、3歳未満児保育実施施設数・定員数、3歳未満児保育を受けている人数等）より、JR穂積駅周辺地区内における待機児童数、割合等を計測する。	
⑦評価値の求め方	・計測時点では事業が完了しているものの、計測した値が評価基準日において変動する可能性があるため、評価基準日の評価値（見込みの値）とする。	
⑧確定／見込みの別	確定 ● 見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	● あり なし	
⑩計測時期	交付終了後6ヶ月を経過した時点（平成22年10月）	
⑪実施主体	都市開発課	
⑫計測手法	・児童高齢福祉課が所有するデータ（3歳未満児の人数、未満児保育を希望している人数、3歳未満児保育実施施設数・定員数、3歳未満児保育を受けている人数等）より、JR穂積駅周辺地区内における待機児童数、割合等を計測し、確定値とする。	

(2) 実施過程の評価方法

(1) モニタリングの実施状況の確認	
A：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☒ 都市再生整備計画に実施することを記載した。 ☐ 都市再生整備計画に記載しなかった。 ☐ 都市再生整備計画に記載はないが実施した。
B：実施事項（※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	・JR穂積駅周辺地区まちづくり計画アンケート調査
C：事後評価時の確認方法	
①時 期	交付終了年度（平成21年8月1日時点）
②確 認 先	都市開発課
③確認方法	平成18年11月25日に行ったJR穂積駅周辺地区まちづくり計画アンケート調査結果により確認する。

(2) 住民参加プロセスの実施状況の確認	
A：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☒ 都市再生整備計画に実施することを記載した。 ☐ 都市再生整備計画に記載しなかった。 ☐ 都市再生整備計画に記載はないが実施した。
B：実施事項（※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	・JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会の設置 ・JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会での市民意識調査を踏まえ整備方針を検討。
C：事後評価時の確認方法	
①対 象	JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会
②時 期	交付終了年度（平成21年8月1日時点）
③確 認 先	都市開発課
④確認方法	JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会の活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

(3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	
A：都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☒ 都市再生整備計画に実施することを記載した。 ☐ 都市再生整備計画に記載しなかった。 ☐ 都市再生整備計画に記載はないが実施した。
B：実施事項（※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）	
	・JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会の設置
C：事後評価時の確認方法	
①対 象	JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会
②時 期	交付終了年度（平成21年8月1日時点）
③確 認 先	都市開発課
④確認方法	JR穂積駅周辺地区まちづくり協議会の活動記録及び議事録で、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。

（３）効果発現要因の整理方法

（３）効果発現要因の整理	
①時 期	平成 21 年 8 月
②実施主体	都市開発課
③検討体制	都市開発課が主管課となり、事業に関わる全ての課（都市管理課、児童高齢福祉課、企画財政課）による庁内の横断的な組織（検討チーム）を設置し、2 回を目途に会議を開催する。

（４）今後のまちづくり方策の作成方法

（４）今後のまちづくり方策の作成	
①時 期	平成 21 年 9 月
②実施主体	都市開発課
③検討体制	・前記の検討チームによる検討会を設けて、ブレイン・ストーミングにより整理する。

（５）事後評価原案等の公表方法

（５）事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果（最終）の公表
①時 期	平成 21 年 10 月	平成 22 年 3 月
②実施主体	都市開発課	都市開発課
③公表方法	市広報への掲載により周知し、都市開発課窓口での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 2 週間とする。	市広報への掲載により周知し、都市開発課窓口での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 1 年間とする。

（６）まちづくり交付金評価委員会の審議

（６）まちづくり交付金評価委員会の審議	
①時 期	平成 21 年 10 月（制度説明及び地区概要の説明）、11 月（事業評価）
②実施主体	都市開発課
③設置・運用方法	市が新たにまちづくり交付金評価委員会を構成する。まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事業評価を行うよう、市の要綱で運用する。

（７）有識者からの意見聴取方法

（７）有識者からの意見聴取	
①聴取予定	なし

（８）事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

（８）事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	
①予算措置の状況	ア ☐ 費用は発生しない。 イ ☒ 費用は発生するが、予算措置は講じている。 ウ ☐ 費用は発生するが、予算措置は講じていない。 エ ☐ その他（ ）

◆事後評価手続き方法の検討

